

議案第 6 4 号

甲府市総合市民会館条例の一部を改正する条例制定について
甲府市総合市民会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市総合市民会館条例の一部を改正する条例

甲府市総合市民会館条例（平成 2 年 7 月条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「別表第 1 及び別表第 2 に定める額の」を削り、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「額の」を「額の範囲内において、教育委員会の承認を受けて指定管理者が定める額の」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の利用料金の額は、別表第 1 及び別表第 2 に定める額の範囲内において、教育委員会の承認を受けて指定管理者が定める。

別表第 1 の 1 の表中「一般利用料金」を「を一般利用する場合」に、「利用料金は」を「金額は」に改め、同表備考 1 中「利用料金は」を「金額は」に、「利用料金の額」を「金額」に改め、同表備考 2 中「利用料金の額」を「金額」に改め、同表備考 3 中「利用料金は」を「金額は」に、「利用料金の額」を「金額」に改め、同表備考 4 及び備考 7 中「利用料金」を「金額」に改め、同表備考 8 中「利用料金の額」を「金額」に改める。

別表第 1 の 2 の表中「特別利用料金」を「を特別利用する場合」に、「利用料金は」を「金額は」に改める。

別表第 1 の 3 の表中「格技場等利用料金」を「格技場等を利用する場合」に、「利用料金は」を「金額は」に改める。

別表第2中「駐車場利用料金」を「駐車場を利用する場合」に、

「

利用料金

」を「

金額

」に

改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

提案理由

総合市民会館の利用促進を図るため、利用料金に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。